

平成14年8月29日  
企業会計基準委員会

## 実務対応報告第4号

# 「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における 税効果会計に関する当面の取扱い」の公表

## 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成14年度税制改正による連結納税制度の創設に伴い、連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱いについて検討してまいりましたが、平成14年8月27日の第18回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）が承認されましたので、公表致します。

本実務対応報告につきましては、平成14年7月25日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において、寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

以 上

## **本実務対応報告の概要**

### **連結納税制度に基づく税効果会計の適用**

- 連結納税の承認日の属する（中間）会計期間から適用する。

連結納税の承認日

連結納税の承認申請等に関する経過措置の適用を受ける場合

承認の処分があった日又は承認の処分があったものとみなされた日

連結納税の承認申請等に関する経過措置の適用を受けない場合

承認の処分のあった日又は承認の処分があったものとみなされた日の前日

### **中間財務諸表等における税効果会計に関する取扱い**

#### **経過措置の適用を受ける場合の連結納税制度を適用する最初の事業年度**

- 中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合には、単体納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上する。

なお、中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、当事業年度において連結納税制度を適用することが明らかな場合(注)であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算が合理的に行われていると認められる場合に限り、連結納税制度を適用するものと仮定して、当中間会計期間から連結納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上することができる。

#### **経過措置の適用を受けない場合の連結納税制度を適用する最初の事業年度の直前事業年度**

- 中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合には、単体納税制度に基づく法人税等調整額を計上する。

なお、中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、翌事業年度より連結納税制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算が合理的に行われていると認められる場合に限り、翌事業年度より連結納税制度を適用するものと仮定して、当中間会計期間から法人税等調整額を計上することができる。

### **付加税率**

- 連結納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上する場合又は連結納税制度を適用するものと仮定して法人税等調整額を計上する場合には、付加税率を含む法定実効税率に基づいて計算する部分があることに留意する。

以 上

**(参考1) 「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い」の考え方**

下記は、中間決算日までに連結納税の承認申請を行い(ただし、同日までに承認は受けていない)、事業年度末までに承認を受けた(承認日が到来した)場合を前提としている。

1. 経過措置( )の適用を受ける場合

	申請 / 適用事業年度	
	中間	年度
法人税等の額	単体納税制度に基づく計算(注1)	連結納税制度に基づく計算
法人税等調整額	単体納税制度に基づく計算(注1)	連結納税制度に基づく計算

2. 経過措置( )の適用を受けない場合

	申請事業年度		適用事業年度	
	中間	年度	中間	年度
法人税等の額	単体納税制度に基づく計算		連結納税制度に基づく計算	同左
法人税等調整額	将来の税金の回収又は支払の見込み		連結納税制度に基づく計算	同左
	単体納税制度に基づく計算(注2)	連結納税制度に基づく計算		

( ) 「法人税法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第79号)附則第3条参照。

(注1) なお、中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、当事業年度において連結納税制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算が合理的に行われていると認められる場合に限り、連結納税制度を適用するものと仮定して、当中間会計期間から連結納税制度に基づく法人税等及び法人税等調整額を計上することができる。

(注2) なお、中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合であっても、翌事業年度より連結納税制度を適用することが明らかな場合であって、かつ、連結納税制度に基づく税効果会計の計算が合理的に行われていると認められる場合に限り、翌事業年度より連結納税制度を適用するものと仮定して法人税等調整額を計上することができる。